

産業廃棄物処理計画書

令和2年6月30日

那覇市長 殿

提出者

住 所：沖縄県那覇市久茂地3-21-1

氏 名：株式会社國場組 玉城徹也

電話番号：098-851-5200

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、令和2年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

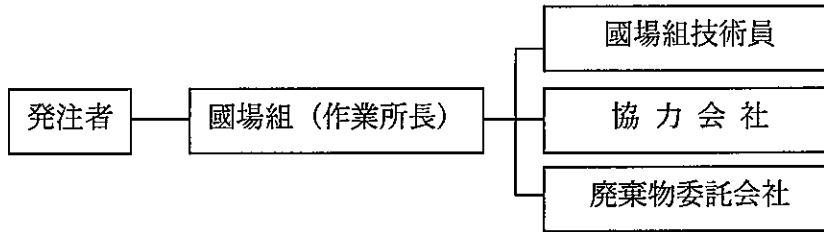
事業場の名称	株式会社 國場組
事業場の所在地	沖縄県那覇市久茂地3-21-1
計画期間	令和2年4月～令和3年3月
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	資本金15.9億円
③従業員数	328人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	各作業所⇒収集運搬委託⇒中間処理委託⇒(最終処分または再生)

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



※廃棄物委託会社には、収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者を含む。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和1年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	「別紙のとおり」
	排出量	
	（これまでに実施した取組） 排出する場合は再生資源として分別排出し、専ら品はできる限りリサイクル業者へ排出している。特に混合廃棄物の保管については制限をするなどの分別の徹底を図っている。 産業廃棄物の分別においては、今後も粘り強く作業員への周知徹底を行い、分別チェック当番制など工夫し効果を得ている。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	「別紙のとおり」
	排出量	
	（今後実施する予定の取組） 分別指導を根気強く継続し、混合廃棄物量を抑制するように取り組む。施工工程において、無理無駄がないように計画・実施する。廃棄物削減につながる工法の採用を推進する。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） コンクリートがら、鉄くず、木くず、廃プラ、紙くず、石膏ボードを分別し、間接的に再生処理へ繋がるように取り組んだ。 産業廃棄物の分別表示を工夫し作業員にわかりやすくした。 混合廃棄物は全体量の約4%と前回の13%に対して1/3に減少した。 改修工事の内装による廃棄物が増えた事によるもの。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 今後もコンクリートがら、鉄くず、木くず、廃プラ、紙くず、石膏ボード、アスコンがら等を分別し、専ら品はリサイクル業者へ排出する。 再生利用業者を優先して委託契約する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和1年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	「別紙のとおり」	
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への処理委託量	—	
	再生利用業者への処理委託量	「別紙のとおり」	
	認定熱回収業者への処理委託量	—	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	
	(これまでに実施した取組)		
<p>できる限り廃棄物が再生処理されるよう再生委託先等を確認して処理委託した。</p> <p>電子マニフェストの運用管理を推進し、稼働現場の約80%の運用となった。業者導入推進が今後の課題となる。</p> <p>一方、電子委託契約も順調に運用されている。</p>			

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	「別紙のとおり」
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への 処理委託量	—
	再生利用業者への 処理委託量	「別紙のとおり」
	認定熱回収業者への 処理委託量	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—
(今後実施する予定の取組)		
<p>再生利用業者への処理委託を優先して行う。 リサイクル業者への排出を促進して産業廃棄物排出を抑制する。 電子 manifests の運用定着及び電子委託契約を促進する。 収集運搬業者の電子 manifests 導入 (JWNET 及びイーパス) が課題となる。 沖縄県が認定した優良業者を優先するよう促進する。 分別による混廃の減量がほぼ定着している</p>		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

